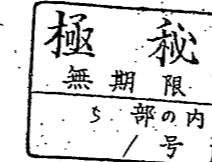


琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

103



外務大臣訪米の際の安全保障
及び沖縄、小笠原問題に関する協議について

昭和42.9.20
北米局長

9月13日より3日間にわたる第6回日米閣僚会議並びに外務大臣と副大統領(15日)、国務長官(14日、16日)及び国防長官(15日)との会談を通じ、わが方の観取せることを大要下記のとおり報告する。

記

1. 全般的印象

(1) 米政府においては、ヴィエトナム戦争の目的達成のため不動の決意を有するとともに、同時に世界の平和と安定に対する責任は、独り米国のみならず、各国が公平にこれを分担すべきであるとの考え方を、各要人ともひとしく強い調子で強調した。このことは、閣僚会議の冒頭国務長官が、平和というものはこれを当然のこととして受取つてよいものではなく、各国が平和を作り上げて行く努力をしなければならぬと繰返し述べたところよりも感

得されたが、さらに以下の諸発言において特に明らかであつた。

(a) ホ・チ・ミンが米国の意見が弱化したとの印象をえているなら遺憾である。ジョンソンが大統領である限りわれわれは退かない。米国が好戦的だといひうのではない。人々が米国の意見を理解することを望む。米国内に意見の不一致はあるが、反対意見は米国が撤退することを望んでゐるのではない(副大統領)。

(b) もし米国がヴィエトナムを捨てるようなことがあれば、NATO条約や、日米安保条約や、米韓、米比等の相互防衛条約は全く無意味となる。北ヴィエトナムは米国民を感傷的な人道主義者であると考えるなら誤りである。米国民は正しい目的のため一度決意すればあくまでこれを貫徹する意を持つている(国務長官)。

(c) ヴィエトナムの戦争は長期的な緩慢的な消耗戦になると思う。いついかなる形で紛

争が終結するかは予言できぬが、米国の力は極大であり、究極的には成功する（國務長官）。

(2) われわれは同盟国に対し、一旦緩急の場合、開戦後7時間以内に1億の米国民の生命を賭けることを誓約してゐる。これは人類生存の問題であり、自分がゴルフをしているときでも常に傍に無線受信機を携えてゐるのもそのためである（國務長官）。

(3) 米国内には自分が他からの政治的、軍事的支援なしに単独で重い責任を負わざれるとの感じが強まつた。国民は自分達のをすべき以上のことを要求されており、今後再びそのようなことがあつてはならないと感じは長めである（國務長官）。

(4) キューバ危機の際、米国諸国や日本が完全に是並みを揃えたことをアルシテヨフに譲算を避けさせる一助となつた。アジアにおいても連帶の意識が確立すれば、安全保障の面からも抑止力として重要な意味

がある（國務長官）。

(1) 米国は自由世界の防衛のためであつてもそれ以上国際政治上の重圧を米国のみで受け付けて置くことはできなくなつてきている（國務長官）。

(2) 息子に米政府の閣僚が、政府の心境をこれほどはつきりとわが方の閣僚に対して強く表明したことは、これまでなかつたのではないかと思われる。ヴィエトナム戦争の目的達成に対する堅い決意と併せ考える上、これら米政府指導者の平和と安定に対する責任分担の訴えは、これが米国の大義の告白とか、雰囲気の姿として解すべきではなく、わが方として主張するヴィエトナム戦争後に当然予想される動きに内戦動、すなわち、アフリカより責任解放への動きをいかにして最少限に止め、かつてわが国を含む極東の安全のため米国の抑止力を保持するかを強く考えおかなければならぬのである。

2. 安保条約について

- (国) 安保条約については、外務大臣より、
1970年以後においてもこれを堅持する旨を
えらぶ旨を簡単に言及したのみであったが、
これに対して米側よりは、条約の継続自体は
同意見であるが、条約継続をただ当然のこと
として扱うことなく、日本としても極東の平
和と安定のためさらに積極的役割りを果すこ
とにより、負担の均衡を取ることを期待する
趣旨を強く示唆した。すなはち、
(日) 自衛力が増強される場合に米国による助
けを与えるであろう。米国は日本が攻撃さ
れた場合、これを援助することを難しくして
ゐるが、われわれはパートナーが強力であ
ることを望んでゐる(国務長官)。
- (国) 米国は台湾、韓国、フィリピン等と相互
援助条約を結んでおり、われわれに関する
限りこれら条約を廢棄せよといふ圧力はな
い。現存条約を続けて行くことには強固な
基礎がある。日米安保条約についても、わ

れわれが両国内の論議にまき込まれないよ
う、変更をぞぞのまま続ければねることを希
望する(国務長官)。

- (日) 自身は安保条約の継続を希望するが、そ
れは行政としての希望にすぎない。先般
も日本の政治指導者の多くが米国のベトナ
ム政策を批判しあつ、他方米国との安
保体制を継続したいと述べたことがあるが、
かかる三律背反の立場は長くは認められな
い。米国民が他国は米国によつてフリーライ
ドを与えてゐるが考究ほじめでは
ることは米国政府にとって重大な問題であ
る(国務長官)。
- (2) 安保条約において米国が一方的に日本防備
の義務を負つてゐるといふ点は、同条約の米
国議会審議の過程においてもしばしば問題に
されたが、前記米側発言から窺知される米國
内の空氣からしても、安保条約が問題にされれば、
この問題が再び浮上してくれるとは當
然予想されるところである。安保条約上米国

の日本防衛義務に見合ひ日本と約束は、極東の平和と安全のために米軍に日本の基地使用を認めるとある第10条であるのであって、安保体制堅持のためには今後は第10条の性質について日本国内における啓蒙が必要である。

さらに1949年の措置については、条約を改訂して新たに固定期間を設ける等の考え方は、今から軽々に論ずるべきではないのである。

3. 沖縄、小笠原問題

(1) 沖縄、小笠原問題については、大臣より、この問題が日本国内できわめて重大な問題である所以を詳細に説明され、特に本年秋の総理訪米の際に1つの前進を示す必要があり、その1つの考え方として、従来米国の態度は、極東の情勢が平靜化した際ににおいて、それら諸島の返還を実現するということであったが、極東の情勢は今日のことくして平靜化の時期を予断することができず、よつて平靜化を待つことをなく、現在のことき情勢下においても、

施政権を返還することを目的として日本と協議するとのみ切りを切るより、強く先方の考慮を促された。

(2) 以上に対する米側の回答は次のようであつた。

(1) 根本的な問題

(a) 米国は日本のみならず多くの諸国に安全保障上のコミットメントをしてゐる。この誓約は人類生存に関する問題であり、この水準の問題で大統領と総理が明確に認識し合つことが基本的な問題である。過渡的な政治的情勢の故に実質的な安全保障の問題に制限を与えることなどとはできない(国務長官)。

(b) 安保条約が日米の利益の相互性に基づかなければならぬと同様、沖縄についてもそとおりである。問題は日本が共同防衛について米国になにをしてほしいと考えるかであつて、もし日本側の支持がなければ沖縄からの行動ができない形と

9
あるとすれば、日本が米国の沖縄からの行動について最も大きな責任を分担してもらおるであろうか（国防長官）。

(iv) 戰略上の問題

(a) 米国は日本はじめ極東諸国に安全保障上のコミットメントを与えてゐる。基地に対して政治的制約が課されて基地がみせかけだけとなり、有効な遂行手段を伴はない責任のみを負わされるようなことは受諾できない（国務長官）。

(b) 重要なことは抑止力の諸要素を最大限に活用しろることである。いかなる取組も北京にとつてきわめて賛成なものでなければならぬ（国務長官）。

(c) 中共の核能力は大体推定どおり進んでいるが、日本は米国が日本を防衛すること、中共を抑止することを望むのかどうか、望むとすれば、米国はどうぞその能力を持ちうるか。そうなれば沖縄を一つの可憲性として考へざるをえない（国防長官）。

10
(d) 軍事的には日本防衛のためボラリス及び沖縄に基地をおく他の核が必要であるということは疑いなない。問題は日本がそのような形で防衛することを望んでいるか、そうでなければほかに方法があるかといふことであり、もしほかに方法がなければ最も根本的な問題にぶつかるわけである。米国はこの問題を決定することはできない。これは日本自身が決定しなければならないのである（国防長官）。

(v) 世論の問題

(a) 沖縄に対する日本の世論は承知しているつもりであるが、米国にも世論がある。單に沖縄基地とヴィエトナムとの関係、基地の抑止力といった問題だけでなく、沖縄問題に対する心理的問題である。この観点からは日本の自衛力増強、アジア自由諸国との連帯への貢献が重要である（国務長官）。

(b) 核については米国が「使ひうる」という選択を有することが重要である。日本にあ

けると四問題のセシティヴィティは米国
が責任を持ち続けるべきであるとの方向を
指向しているのではないか。米国側のセン
シティヴィティは米国を説得する手段をし
て責任を負うことを期待されるという点に
ある(国務長官)。

(e) 第三国に対する影響の問題もある。中共
の現状の下で韓国、台湾、フィリピン、並
びに中共自体は米国とのミッテルバウトの後
退とは考えないであろうか(国務長官)。

時期の問題

(f) 自分は大統領選挙、日本工事サム、米議
院の動向等からして、米国政府がたとえば
1969年以前に結論に達しうるとは信じ
られない。近い将来に返還は不可能である。
まずはペーチャル・ステップが必要である
(国務長官)。

(g) 米国が返還するであろうことは明らかで
あるが、大統領選挙前に時期についてはつ
く約束することは憲法上の問題ともなり

うる四道不可能である(国務長官)

4. まとめの措置

- (1) 沖縄、小笠原を日本に返還するであろう
ことを明確にするならむかアオーラン
マジックについては喜んで協議に応じたい
(国務長官)。
- (2) 日本側でいくつかの案を作り、これを双
方で話し合い、米側は安全保障、米国の世論
等の観点から検討するということにしては
どうか(国務長官)。
- (3) 根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく、
双方の世論に妥協可能な道を見出し、熱を
含めしなさい(国務長官)。
- (4) 以上を通観するに、米側においては安全保障
に関する基本的な認識と協力の問題について十分
の意思疎通のあることが先決問題であるとの
強い立場を取れ、沖縄問題の日本における重要
性は認識しつつも、上記の意思疎通を前提とし
て安全保障の支障を起さずことを打開の方法
を日本側において積極的に考え方とを求めて

いるところなどとができます。わが國力の伸張
に伴い、防衛問題に対する姿勢をはじめ、ア
ジアにおける政治的、経済的分野における貢
献等、わが国に対する責任は、不可避的に加
重されて行くが、沖縄問題も秦側の観点より
すればそのような趨勢の一環としてのみ採上
げられるということである。今國の外務大臣
と國務大臣兩長官との会談においては、もと
より先方は大統領の決裁をえざる予備的段階
の懇談として取扱つたが、沖縄のみならず、
小笠原についても、總理訪米に當つては前記
の諸点に対する十分の準備が必要である。